

令和2年第3回穴水町議会6月定例会議録

招 集 年 月 日 令和2年6月11日(木)

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 田 方 均

1 番 佐 藤 豊 7 番 伊 藤 繁 男

2 番 湯 口 かをる 8 番 小 泉 一 明

5 番 山 本 祐 孝 9 番 小 坂 孝 純

6 番 大 中 正 司 10 番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町	長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育	長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課	長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課	長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課	長	関 則 生	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課	長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課	長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い っ せ い 課	長	笹 谷 映 子	合 務 病 院 長	東 重 雄
健 康 福 祉 課	長	佐 藤 栄	上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

令和 2 年第3回穴水町議会 6 月定例会 日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第 1 日	6 月 1 1 日	木	午前 1 0 時	(開 会) 第 1、会議録署名議員の指名 第 2、会期の決定 第 3、町長提出議案等の提案理由の説明 第 4、議員提出議案の提案理由の説明 第 5、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第 2 日	6 月 1 2 日	金		休 会
第 3 日	6 月 1 3 日	土		休 会
第 4 日	6 月 1 4 日	日		休 会
第 5 日	6 月 1 5 日	月		休 会
第 6 日	6 月 1 6 日	火	午後 1 時 3 0 分	(本会議再開) 第 1、一般質問 第 2、議案等に対する質疑 第 3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第 7 日	6 月 1 7 日	水	午前 1 0 時	教育民生常任委員会 3 階委員会室
			午後 1 時 3 0 分	総務産業建設常任委員会 3 階委員会室
第 8 日	6 月 1 8 日	木		休 会 (各常任委員会予備日)
第 9 日	6 月 1 9 日	金	午前 1 0 時	(本会議再開) 第 1、付託議案等の委員長報告 第 2、委員長報告に対する質疑 第 3、討論・採決 第 4、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の7件であった

- 議案第27号 穴水町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第28号 穴水町農業委員会委員の任命について
- 議案第29号 令和2年度穴水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和2年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和2年度穴水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 穴水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 穴水町税条例の一部を改正する条例について

町長から本会議に提出された諮問は、次の1件であった

- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本会議に提出された議案は、次の2件であった

- 発議第2号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 穴水町議会予算決算特別委員会の設置について

本会議に提出された議会報告は、次2件であった

- 議会報告第2号 例月出納検査の結果報告について
- 議会報告第3号 令和2年度（一財）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書の報告について

◎議事日程

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第4、議員提出議案の趣旨説明
- 日程第5、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

(午前10時00分開会)

○議長（吉村光輝）

ただ今から、令和2年第3回穴水町議会6月定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、10名であります。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村光輝）

これより、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番佐藤豊君及び2番湯口かをる君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉村光輝）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月19日までの9日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より6月19日までの9日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案 7 件、諮問 1 件を一括議題にいたします。
これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。
石川町長。

○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和 2 年第 3 回穴水町議会 6 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4 月 7 日に発令された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」も多くの犠牲と国民の誠実で適切な行動により 5 月 25 日に全国的に解除され、さらに、6 月 1 日には、石川県から出されておりました休業要請も全面的に解除されました。

しかしながら、新型コロナウイルスが無くなった訳ではなく、今後、第 2 波、第 3 波の発生が懸念されております。今までどおりの生活に戻るまでにはもうしばらくの間は、手洗い・うがい・マスク着用等の感染予防の継続や人との距離を保つなどの国から示されております「新しい生活様式」の実践が不可欠であると考えております。

幸いにも本町では未だ感染者が確認されておりませんが、高齢化率が高く、高齢者施設も多いことから、一つの油断が身近で大切な命を落としかねないことになり、今回の 6 月補正予算では、今後心配される第 2 波、第 3 波に備えた感染予防対策に重点を置いた予算といたしました。

それでは、本定例会に提出いたしました、議案 7 件、諮問 1 件についてその概要をご説明いたします。

議案第 27 号「穴水町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。任期満了となる現委員の沢田立夫氏を引き続き選任いたしたく、提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

また、議案第 28 号「穴水町農業委員会委員の任命について」であります。12 名の現委員の任期が本年 7 月 19 日をもって満了することから、今回、新規の 7 名と再任の 5 名の計 12 名の方々について、新たに任命いたしたく、提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 29 号「令和 2 年度穴水町一般会計補正予算（第 3 号）」であります。まず、今後、心配されている感染拡大第 2 波に備え、重症化リスクの高い高齢者への対策として 75 歳以上の在宅高齢者約 2 千人にマスク、消毒液を含む感染予防セットを配布することといたしました。

また、経済的、精神的に負担の大きい妊婦に対する支援として最大20万円の特例交付金を支給するとともに、高齢者と同等の感染予防セットも配布いたします。

さらに、クラスター対策として、町内の介護・高齢者福祉11施設、心身障害者支援5施設、並びに保育所及び認定こども園4施設にマスクや消毒液及び空気清浄機等の感染予防用品の購入費として最大60万円を補助し、感染防止に役立てていただきます。

その他、感染症拡大時の地震、台風などの自然災害に備え、避難所内での感染症防止の為の間仕切りや段ボールベッドなどの資機材を整備する他、消防活動及び署員の救急搬送時の感染予防対策として防護衣や防護シートなどの感染防護資材の整備の充実を図るものであります。

小中学校につきましては、文部科学省が進めている「GIGAスクール構想整備事業」として、今後の在宅での学習にも対応出来るように、年度内にタブレット端末を1人1台配置し、緊急時の対応に備えることといたします。

また、学校全体の玄関に体温検知機能付き顔認証カメラを設置し、子どもたちの毎日の健康管理と検温作業の効率化を図る他、休校により増加した小中学校児童生徒の保護者の負担を軽減するため、8月末までの約3ヶ月間の学校給食費全額を無償化することといたしました。

経済対策につきましては、全国民ひとり当たり10万円を支給する「特別定額給付金」、や売上げが減少した事業者を対象とした「持続化給付金」、また、石川県の休業要請等に協力した事業者等に支払われる「感染拡大防止協力金」、さらに町単独の「穴水町中小企業等緊急対策支援金」などを町民や町内の事業者が迅速に受給することが出来るように支援しているところであり、さらなる町独自の支援策についても、国が計画している事業者向けの家賃負担を軽減する「家賃支援給付金」や観光や飲食の需要喚起策である「GOTOキャンペーン事業」、そして県の県内宿泊代金を最大で半額割り引く「県内宿泊応援事業」などの状況や条件をしっかりと把握した上で、議会の皆様方や商工会などの皆様方のご意見をお聞きしながら、計画的に行ってまいりたいと考えております。

なお、「特別定額給付金」につきましては、1日でも早く家計へ届くよう作業に当たり、約1ヶ月経過した9日現在で7718人に7億7180万円を給付いたしました。給付率は96・37%となっております。

その他、コロナウイルス感染症対策以外の主な補正予算につきましては、防火用の耐震性貯水槽を追加で整備するもの、おおぞら農業協同組合のライスセンターの色彩選別機の更新に対する補助、そして3月13日に発生した震度5弱の地震による小中学校の校舎、体育館の被害箇所の修繕が主なものであります。

以上、一般会計補正予算総額は1億2401万円となり、現計予算と合わせた86億570万円とするものであり、その財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4650万円余を含む、国庫支出金7479万円余、県支出金2025万円、地方債1341万円と前年度繰越金2100万円余を充てることといたしました。

議案第30号「令和2年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、公共下水道事業が稼働して20年が経過し、今後必要となる改良や更新に向け、施設全体を一体的に捉えた維持管理及び更新計画を策定する予算を計上したものであり、その財源につきましては、国庫支出金2分の1と残りの負担は一般会計からの繰入金金を充てるものであります。

議案第31号「令和2年度穴水町病院事業会計補正予算（第2号）」につきましては、先の5月臨時会で議決されました「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正にともなう、新型コロナウイルス感染等の対応にあたる医療従事職員の特殊勤務手当を予算化したものであります。

議案第32号「穴水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部が改正され、法律の名称及び字句等が改められたことから、規定を整備するなどの必要な改正を行うものであります。

議案第33号「穴水町税条例の一部を改正する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国税関係法の特例法の規定にともない「石川県税条例」と「穴水町税条例」の指定対象を統一するため、必要な改正を行うものであります。

最後に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」につきましては、任期満了となる現委員の毛利隆夫氏を引き続き推薦するものであり、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出案件等を説明いたしました。令和元年度の出納を閉鎖いたしましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

はじめに一般会計であります。4億5900万円余りの歳入超過となり、このうち繰越財源を除いた実質収支で1億1900万円余りの黒字決算となる見込みであります。

また、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び企業会計の病院事業会計、水道事業会計につきましてもいずれも黒字決算となる見込みであります。

各会計の決算見込みの詳細につきましては、今後、決算書等の調整を行った上で、次期定例議会に認定案件として提出を予定しております。

なお、議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この新型コロナウイルスとの闘いはワクチンが広く接種できるまでの長期戦になると思われ、町民の皆様方には、何かとご不自由な日々が続きますが、今後とも「安心安全で健康長寿の町づくり」を実現するため、議員の皆様を始め、町民の皆様と心をひとつにして、この難局を乗り切りたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎人事議案の採決方法の決定

○議長（吉村光輝）

次に、議案第27号、議案第28号、及び諮問第1号を議題といたします。

議案第27号、議案第28号、及び諮問第1号は、人事に関することですので、質疑、討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

◎人事議案の裁決

○議長（吉村光輝）

議案第27号は、穴水町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めようとするものです。

これより裁決を行います。お諮りいたします。

議案第27号は原案どおり、沢田立夫氏の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

おすわり下さい。全員起立であります。

よって、議案第27号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

◎人事議案の裁決

○議長（吉村光輝）

議案第28号は、穴水町農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めようとするものです。

これより裁決を行います。お諮りいたします。

議案第28号は原案どおり、

菅原 竹臣氏

細谷 清氏

田畑 勝彦氏
中橋 範夫氏
山岸 英晃氏
勝井 寛氏
小西 幸藏氏
家本 政信氏
野村 茂氏
田口 久幸氏
龍岡 隆昭氏
濱出 邦彦氏

以上、12名の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

おすわり下さい。全員起立であります。

よって、議案第28号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

◎諮問の裁決

○議長（吉村光輝）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めようとするものです。これより採決を行います。お諮りいたします。

諮問第1号は原案どおり、毛利隆夫氏を「適当」と認める旨、答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

おすわり下さい。全員起立であります。

よって、諮問第1号は、原案どおり「適当」と認める旨、答申することに決定いたしました。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（吉村光輝）

次に、議員提出議案発議第2号を議題といたします。

これより発議第2号の趣旨説明を求めます。

佐藤豊議員。

○1番（佐藤豊）

1番、佐藤豊でございます。

本日、穴水町議会6月定例会において、「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、私、佐藤が発議いたしました。

賛成者に小泉議員に名を連ねて頂いております。

さて、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染の拡大に伴う緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだまだ日常生活・経済活動・スポーツ等々、様々な方面に悪影響を及ぼし、普段通りの生活に戻ることを願うばかりであります。

本町においても、飲食店・宿泊施設・企業・学校等々は大きな打撃を受け、国や県・町からの給付金や助成金はありますが、経営困難や生活困難な方の増加も否定できません。

ついては、議会において検討を重ねた結果、報酬額の減額に関する条例案を提出すべきであるとの結論に至り、本日、提出させていただくものです。

本案は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地球経済の停滞や徴税等の減少が想定されるほか、町民への支援の予算確保ため、議員報酬を本年7月から令和3年3月までの9ヶ月間、現行報酬の月額に100分の10を乗じた額を減じた額とするための条例を新たに定め、本年7月施行し、以降支給される議員報酬について適用するものです。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（吉村光輝）

次に、議員提出議案発議第3号を議題といたします。

これより発議第3号の趣旨説明を求めます。

1番佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

1番、佐藤豊でございます。

本日、穴水町議会6月定例会において、「穴水町議会予算決算特別委員会の設置について」、私、佐藤が発議いたしました。賛成者に、小泉議員に名を連ねて頂いております。

さて、現在穴水町議会においては、「決算審査特別委員会」を設置し、決算議案について審議を行っています。

しかしながら、経常収支比率は高い状況であることから持続可能な財政運営や、費用対効果をしっかりと見極め、事業性かが乏しい事業の見直しや、補助金・助成金については事業内容の公益性・透明性を見極め等が必要とされます。

については、決算議案の審議を次年度の適正な予算編成と予算執行に生かすことを目的に「予算決算特別委員会」の設置を求めます。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解のうえ、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。趣旨説明と致します。

◎諸般の報告

○議長（吉村光輝）

次に、日程第5、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、例月出納検査の結果が、町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による、令和2年度（一般財団法人）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業計画書及び予算書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、委員会室へお集まり下さい。

（午前10時28分散会）

令和2年第3回穴水町議会6月定例会議録

招 集 年 月 日 令和2年6月16日(火)
 招 集 場 所 穴水町議会議場
 出 席 議 員 (10名) 議長 吉 村 光 輝 副議長 田 方 均
 1 番 佐 藤 豊 7 番 伊 藤 繁 男
 2 番 湯 口 かをる 8 番 小 泉 一 明
 5 番 山 本 祐 孝 9 番 小 坂 孝 純
 6 番 大 中 正 司 10 番 浜 崎 音 男
 欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	関 則 生	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 局 長	菅 谷 吉 晴
い っ けい 課 長	笹 谷 映 子	合 務 局 局 長	東 重 雄
福 祉 課 長	佐 藤 栄	上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 係長 三宅 成子 主事 木場 早雪

◎議事日程

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、議案等に対する質疑
- 日程第3、議案等の常任委員会付託

一 般 質 問

◎開議の宣告

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長 (吉村光輝)

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。一般質問は、一問一答による質問方式と、全問一括での質問方式を選択できることとしていますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

5 番 山本 祐孝 議員

○議長 (吉村光輝)

5番山本祐孝君。

(5番 山本 祐孝 登壇)

○5番 (山本祐孝)

5番山本祐孝です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問を致します。

事前に質問を通告致しておりますが、答弁の内容により、関連する事の再質問をする事、また答弁者以外の 執行部関係者に答弁を求める場合もある事を、事前に通告致します。

それでは、通告の通り、順に質問を致します。

1点目は職員定数条例と再任用についてお聞きいたします。

定数条例では、町長部局の職員から病院事業及び水道事業の職員まで、合計430人となっております。

また、本年4月1日付の人事異動に於いて、多くの職員が再任用されております。特に課長職については、多く任命されており、各課長におかれては、与えられた職責を町民目線で職務に邁進する事を期待致しております。又、将来の幹部育成にも今以上の努力をして頂きたいと思っております。

そこでお聞きいたします。再任用の採用の基準等は何でしょうか。単なる雇用と年金の接続では無いと思っておりますが、合わせてお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

国においては平成25年3月に「国家公務員の雇用と年金の接続のための措置について」の閣議決定がなされ、当面の間、定年退職する国家公務員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとされました。

地方公務員につきましても、同様の措置を講ずるよう国から要請が発出され、本町においても平成27年度以降、「穴水町職員の再任用に関する条例」の規定に基づき、退職予定職員に対し、希望を確認し、職員の勤務実績や経験等を考慮し、再任用をしているところであります。

なお、再任用にあたり、組織の継続性を維持しつつ、近年の大量退職による公務効率の低下や若年の人材登用機会の抑制をまねかないように、中長期的にバランスのとれた職員構成、業務運営及び職務編成に務め、役場組織の活性化を図って参りたいというふうに考えております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

石川町長に再度ご確認いたします。今ほど言われた国家公務員法ですが、今、本会議、国会で公務員法の定年に関する法律が、廃案かもしれませんが、国家公務員の法律案をよく検証いたしますと。その中に役職定年制というものを導入するという文が書いてあります。その役職定年制というのは、65歳まで国家公務員が定年延長とした。その中において、役職定年制と書いてありましたけれども。

例えば、石川町長におかれては元民間経営者といえますけれども、民間ベースに考えますと、民間、500人以上の企業ですか。企業は大体55歳で役職をとられる。全部が全

部ではないですけれども、例えば大手企業や中堅大手の課長補佐、能登地区企業の大体がとかれる。それから60歳まで再任用がありますけれども、後輩の指導などいろいろありますけれども、そういう理由を含めて、石川町長のお考えをお聞きしたい。役職定年制についてです。山岸副町長でもよろしいです。

○議長（吉村光輝）

山岸副町長。

○副町長（山岸春雄）

お答えさせていただきますが、今ほどご質問いただいた、国会に提案されております定年の法律はまだ成立しておりません。その中に今おっしゃられるように、役職定年という考え方も入っていると聞いております。そこら辺のところは、法律の制定がなされ、運用される、その流れを確認したうえで適切に対応していきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

副町長に疑問点、答弁頂きましたけれども、町の再任用条例ですかね。条例を私も見ましたけれども、そこには再任用になりました立派な課長さんがおりますけれども、当然、能力とか経験ということもあるんでしょうけれども、条例に入っていなかったので質問致しました。

2点目は災害対策とコロナウイルス感染症についてお聞きいたします。

まずは熱中症とコロナウイルスの対応について、又自然災害による避難所とコロナウイルス対策等について町の対応をお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

はじめに、熱中症とコロナウイルスの対応についてお答えします。

新型コロナウイルスの拡大防止のために、国からは感染防止の基本である、「3つの密」を避ける、「マスクの着用」、「手洗い等」の対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践することが求められております。

そこで、コロナウイルス禍における熱中症予防行動のポイントとして、まず、屋外で人との距離が2m以上確保出来る場合は、マスクを外す。次に、マスクを着用しての、強い

負荷の掛かる作業や運動は避け、こまめに水分補給を行い、エアコンなど冷房時でも換気扇や窓開放により換気を確保することが必要でございます。さらに、日頃の体温測定は熱中症予防に有効で体調が悪いと感じたときは、水分補給を十分に取り自宅で静養するといったことがあげられます。

特に、高齢者、子供、障害者等の方々は、より注意する必要があるので、周囲からの積極的な声かけが重要であると考えております。

尚、これらにつきましては、すでに広報やケーブルテレビなどで啓発を行っております。

次に、自然災害時による避難所とコロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルスの流行により避難所運営は大きな変化に迫られております。感染のリスクを抑えながら、どう町民の命を守っていくかが求められております。ご質問のコロナウイルス感染症に対応した避難所の運営指針につきましては、現在、県において6月中に改定し市町に提示すると伺っており、その指針を基に避難所運営マニュアルを改める予定をしています。

尚、内閣府が暫定的に示しているコロナウイルスに対応した避難所運営の大まかなポイントは、従来の1人当たり2平方メートルのスペースを4平方メートル確保する。安全な親戚や友人宅への避難を検討する。発熱などの症状が出た人に専用スペースやトイレを確保し、一般避難者と場所、動線を分離する。

などとなっております、これらを踏襲した改定内容になると考えております。

この6月補正につきましては、これらに沿った、段ボールベットや簡易間仕切り、消毒マットといった、これからの避難所運営に必要な資機材の確保に関する予算を計上させて頂いたところです。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長、どうもありがとうございました。先ほど、1人あたりに避難所で4平方。当然、避難所の場所などいろいろと限定されると思うんですけど、例えば各地区の集会所とか、公民館とかありますけど、そういうのは課長、どんな利用されるということに入っているんですか。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

最近の災害では、大体主に、穴水地区ではプルート、住吉地区では向洋小学校、甲地区では甲公民館、諸橋地区では諸橋公民館。だいたいまあ、基本的にこの4つの避難所を開設しているんですけども、先ほど申し上げましたとおり、1人で4平方いりますと、例えばプルートで言いますと、240人の収容人数になっているんですけども、それに算定しますと、おそらく55人程度が限界となります。それに合わせまして、他の避難所に関しましても、だいたい4分の1から5分の1になると思います。

ですから、大きな災害が発生した場合には、まず車中への避難とか、先ほど申しましたとおり、知人や親戚の家、そういったところに行っていただきたい。ただ、県の方でマニュアルが改訂されますので、それを見まして、先ほど申しましたけど、マニュアルを作って対応したいと思います。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

3点目は町の花 ササユリについてお聞きいたします。

先月、越の原地区において、ササユリ保存会がイノシシ対策として、電気柵の設置をボランティア団体と連携して設置いたしております。

道路横に看板が設置されておりますが、看板の建替え等を含み、町としての保存の対策をどのように考えるか、対応をお聞きいたします。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

ササユリの保存についてお答えします。

町の花でありますササユリは、石川県の準絶滅危惧種にも指定されており、6月中頃から爽やかな芳を漂わせて多くの住民に親しまれております。議員ご質問の「越の原地区のササユリ群生地」は、平成26年頃から「越の原ささゆり保存会」が山の手入れを行っており、近年では、町外からも鑑賞に訪れる人が増えてきたと聞いております。

しかし、昨年、イノシシにより球根が至る所で掘り起こされ甚大な被害に見舞われたことから、町の補助金を活用しボランティアの方々の協力を得て電気柵400mを設置したところです。

ササユリは、成長が遅く、種から育てると7、8年を要すると言われており、案内看板の更新を含め、ササユリの増殖についても保存会の皆様と協議を進めて参りたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

山本祐孝君。

○5番（山本祐孝）

課長、よろしくお願ひ致します。

以上で私の質問を終了いたします。

◇

6番 大中 正司 議員

○議長（吉村光輝）

6番大中正司君。

（6番 大中 正司 登壇）

○6番（大中正司）

6番、大中正司です

通告に従って一問一答方式で質問いたします。

新型コロナウイルスによって亡くなられた方々や療養されている皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、今もってその対策で感染リスクを恐れずに懸命に対応していただいている皆様に、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

幸い本町では町民の皆さんの予防行動によって感染被害者は出ていないものの、町内の事業者は大きな被害をこうむっています。

先日、町の商工会に伺って会員事業者の方々の新型コロナによる売り上げの変化の状況や、それに対する商工会としての対策などをお尋ねしました。

この場で生々しい数字を言うことは控えますが、大幅な売り上げ減少の状況を知り、営業自粛要請の受け入れと、人の流れが止まったことによる影響をもろに受けている事業者の厳しい現実を改めて認識させられました。

5月臨時議会において「穴水町中小企業等緊急対策支援金」事業の施行を決めました。今議会に提出されている16項目の予算額7,000万円余りの新型コロナ対応事業の内容は、医療・福祉・教育・防災関連が主なもので、民間事業者への対応はありません。次なる支援策も鋭意検討中だろうと思いますが、私からも支援制度のひとつとして「穴水町プレミアム飲食券」を提案いたします。

あるいは既に執行部でも検討されているかと思いますが、これは全国の自治体で次々と実施し始めている事業でありまして、県内でも志賀町が先週実施を決め、先日も商品券

を珠洲市が、能登町は検討中との報道がありました。

言うまでもなく「プレミアム飲食券」の目的は消費者の家計への支援であり、お得な飲食券を使っていただくことで飲食店の売上げが回復し、それに伴って食材などの仕入れが増えて魚屋さんや食料品店・酒店の売上げの回復も期待できるものであります。

当たり障りのないところで、これまでのように業種を特定しない「プレミアム商品券」も考えられるところですが、ここは特に被害の顕著な飲食店に特化した支援策が必要と考えますが如何でしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の飲食店では、県の休業要請や時間短縮などで、経営的に大変苦しい状況と伺っております。

このような状況の中、大規模な経済対策を盛り込んだ国の第2次補正予算も可決され、観光や飲食の需要喚起策としての「GO TOキャンペーン事業」や、県内の宿泊代金を最大半額割り引く「県内宿泊応援事業」など、支援策も本格的に実施されようとしています。

議員ご提案の「穴水町プレミアム飲食券」につきましては、町の経済支援策での選択肢の一つだと考えますが、現在、商工会をはじめとした関係機関の皆様方から、すでに幅広くご意見をお聞きしております。国や県の動向も把握した上で、他の支援策を含め検討して参りたいと思っておりますが、去年も何度か、プレミアム商品券を発行したことがございます。その結果を見ますと、我々が期待したような使い方がされていないのが非常に残念かなど。というのは、ある業種、店の商品によって、その利用がほとんど一カ所か二カ所に集中してしまっているんです。それでは、商品券の値がなくなってしまっているようなところがありますので、なんとか、幅広く利用してもらえるような施策も含めて検討していきたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

石川町長もおっしゃるように、これまでのプレミアム商品券という形は、おっしゃるとおり特定の大型店に集中しがちであります。今私が申し上げたのは、飲食店であったり、逸れようのない対象のお店になりますので、特にこの支援は、何よりスピードが求められています。是非、ご検討くださることを期待しています。

次にスポーツに関連する事業2点についてお尋ねいたします。

1点目はこの春に改修された「陸上競技場」についてであります。

私は毎日早朝に陸上競技場まで行って晴れた日はトラックを周回し、雨の日は建物の軒下を行ったり来たりしてウォーキングをしています。

トラックの鮮やかな青と真っ白なラインは気持ちを爽やかにしてくれるので、これからは多くの町民の方に利用していただきたいと思っております。

さてその「陸上競技場」ですが、今後どのような活用施策をお考えでしょうか。

また300万円余りの予算で「改修記念イベント事業」を実施する計画ですが、具体的な内容をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

陸上競技場の利用状況であります。例年の利用人数は延べ13,000人余りとなっております。利用団体別では、地元中学・高校陸上部や町陸上協会の練習が主であり、フィールドではサッカー合宿に利用されております。

町外団体の利用状況につきましては、高校サッカー部やクラブチームによるサッカー合宿が主であります。

今後の利活用を考えるにあたり、サッカー合宿のみならず、大学陸上部等への積極的な働きかけが必要であると考えますが、宿泊場所の確保という課題もあることから、本年度において検討委員会を立ち上げ、陸上競技場のみならずスポーツ施設全体の利活用策を検討することとしております。

次に、陸上競技場改修記念イベントについてであります。当初は5月のゴールデンウィーク頃に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベント開催時期を10月頃に延期し、開催内容等を検討して参ります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

改修記念イベント事業についての質問ですけれど、私は具体的な内容をお聞かせください、という風に申し上げました。今の回答では答えられていないと思うのですが、ついでお話ししますが、この内容、イベントによって得られる成果として、どのようなことを期待しておられるのか、逸れも併せてお答え頂きたいです。よろしくお願ひします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

イベントの内容なんですけれども、一例を挙げれば、当初はトップアスリートを招聘した講演を開催したりとか、陸上教室、親子であるとか高齢者向けの運動教室。こういうことができればいいなと前向きに検討しておりました。それと同じになりますが、陸上競技場の改修によって非常に施設が充実しておりますので、その陸上競技場の記念イベントを通じることによって、町全体のスポーツの広がりが期待できると考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

2点目は「あなみず スポーツツーリズム推進事業」について伺います。

まず確認しておきたいのですが、国が提唱する「スポーツツーリズム」とは何なのかをまずお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

「スポーツツーリズム」とは、スポーツ資源である「観る」スポーツと「する」スポーツ、ツーリズムである「観光」資源を融合する取り組みであり、具体的には、「スポーツ参加や観戦を目的とした旅行と、それらを実践する仕組みや考え方」と定義することができます。

このスポーツツーリズムの促進により、豊かな観光資源の創造、新しいビジネスの創出、地域の活性化等を目指そうとするものであります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

町の「あなみず スポーツツーリズム推進事業」について伺います。

これは先にご答弁いただいた国の提唱を受けての事業だと思いますが、改めて教育委員会が提唱する「あなみず スポーツツーリズム推進事業」とは何か、現時点での事業内容の変更や進捗状況も含めてお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により1年延期となりました「東京オリンピック・パラリンピック」開催を契機として、町が有する観光資源とスポーツを融合させ、地域産業の振興や活性化に寄与し交流人口の拡大を図るものであります。

事業を推進するにあたり、求められるニーズや、スポーツ施設の有効利用に必要な事項を検討するため、大学・スポーツ関係者等産学官民で組織する「あなみずスポーツツーリズム推進事業検討委員会」を6月に設置し、本年度アクションプランを策定することとしております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

町が国の提唱するスポーツツーリズムの理念を、この事業に関連付けようとする思いは十分分かるのですが、大規模な自治体と小規模な我が町とでは置かれている環境に隔たりがありすぎて、いまだに本事業のイメージをつかむことが出来ません。

イメージを明確にするために、ただ今ご答弁いただいた項目について、項目というのは以前に頂いたA4の冊子を元にしてはいるんですけども、これを元にひとつずつお尋ねします。

1点目です、スポーツとの融合が可能と考える町の観光資源とは何でしょうか。

2点目に、実施項目として「スポーツ大会の誘致」や「スポーツ合宿の誘致」「受け入れ体制の構築」「スポーツ環境の整備」などを掲げていますが、それぞれの具体的な計画案をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

スポーツと融合する町の観光資源であります。現段階では全ての観光資源が対象であると考えておりますが、今後、どの観光資源がスポーツと融合するのかを見極めるため、検討委員会の場にて委員の皆様と協議したいと考えております。

また、具体的な計画案についてであります。新たなスポーツ大会の計画や受入体制の構築を進めるためにも、関係者との連携体制が重要であるため、同様に検討委員会の場にて協議して参ります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

例えば珠洲市はトライアスロン、輪島市は競歩、能登町はテニスというふうに、それぞれの市町がスポーツを育て上げ、徐々に知名度を上げて参加者を増やし、それを受け入れる宿泊施設もそれなりに整えています。

本町は今置かれている環境の中でどのスポーツを能登町や輪島市や珠洲市のように育て上げようとしているのか、計画がありましたら。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

以前伺ったところによりますと、例えば里山里海の風光明媚な土地、当町につきまして、サイクリング競技というのも諸橋地区から海岸線を走るというのも、ひとつ風光明媚で、これまでインバウンドでいろいろ外国の方も能登空港に来られて、そこで自転車を組み立てて、サイクリングで巡って頂いていると聞いているので、このようなスポーツイベントの計画も取組の一つかと思われま。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

これについては後でまたちょっと触れますので、おいておきまして、次に事業実施による効果について伺います。

1点目、「交流人口の拡大」とは、何人を何人に拡大したいのでしょうか。2点目、「地域経済への波及効果」ですが、期待する効果をお聞かせ頂きたいと思います。3点目、「地

域の知名度・イメージアップ」とは、何をどうしてどうなるのか、もう少し分かり易くお聞かせ下さい。4点目、「地域住民のスポーツ活動の活性化」ですが、これはスポーツツーリズムの目指す目的とは違うように思いますが、それはさておき具体的に何をすることでスポーツ活動が活性化するとお考えでしょうか。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

事業実施による4つの効果についてであります。現段階では事業効果の方向性を示したものであり、個別の効果については、今後、検討を進める中で事業指標として定め、事業の進捗に伴い効果検証を行って参ります。

しかしながら、一例を挙げるといたしましたら、例えば交流人口の拡大では町外在住者の利用者の増、地域経済の波及効果につきましては町内の宿泊、食事増加、ということで町の中での完結、地域の知名度・イメージアップにつきましてはスポーツを通じた健康長寿の町作りにつなげる、地域住民のスポーツ活動の活性化につきましてはスポーツ人口の裾野の拡大というのが一例としてあげられるかと思えます。

いずれに致しましても、穴水らしさのある「スポーツツーリズム推進事業」となるよう、まずは検討委員会の場にて協議を進めて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

検討委員会というか、英語で言うとプラットフォームですか、それを立ち上げてから検討ということ、具体的にはこれからということで、それはそれでそうなんだろうと思うんですけども、例えばプラットフォームを構成する団体、町外のスポーツ団体、それから地域住民、そういった方々が当然対象になるんだろうと思うんですけど、そういった方々へのプラットフォームへの呼びかけ、当然なされていると思うんですけど、このメンバーの確定とか予定とか、そういった者まで進めているのかどうかをお答えください。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

検討委員会のメンバーでございますが、大学の関係者、それから議会の代表の方、それから住民の代表、それからスポーツ関係、観光関係の方々についてはすでに選任を含めて立ち上がっておりますので、検討会の中で議論を始めてアクションプランを策定して参りたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

これまでのご答弁をお聞かせ頂きましたけれども、申し訳ないのですがどうしてもイメージ私の頭の中で定着できません。すでに今年度予算で七百八十数万円の予算を計上して、承認もされているわけですがけれども、今のような状況の、固め方の中で果たしてこのようなどのようになるのだろうか。という形で弾着するののかというふうなことが見えない。

この事業の何がしかの完成イメージを、教育委員会の皆さんはお持ちだと思っておりますが、それをお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

このスポーツツーリズムにつきましては、これまでも交流人口の拡大といういろんな政策がありましたが、やはり穴水町のひとつの契機と致しましては、先ほど言いましたオリンピックの開催、それから当町はロシアとのホストタウンとなっておりますので、いろいろスポーツを取り巻くいろんな事情もございますので是非外からの呼び込みをするためにもそういうスポーツの環境を整えた上で、事業を行いたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

スポーツツーリズムと言うことで、去年からそのことについて非常に私は心配してお

りました。というのは、陸上競技場の真ん中に芝のコートがございました。そこを利用して、子ども達のサッカークラブ、あるいは京都の高校生がサッカーの練習のために夏合宿にきておりました。能登での天然芝のコートが3面しかございません。それは穴水の陸上競技場、能登島、志賀町とこの3面しかありません。したがって、非常にこの天然芝を好むということで貸してほしいということなのですが、貸すけれども、条件が一つあると。それは、穴水町に宿泊して合宿をすることを条件に、貸し出しております。今般、陸上競技場が完成したことによって、さらに競技の種類拡大をした合宿誘致ができるようになったと思っております。

しかし残念ながら、受け入れ体制がどう変わったのかというと、ご存じのように穴水町には、団体で合宿に来てそれを受け入れるだけの宿泊所がございません。それが一番ネックではないかと思っております。

スポーツ合宿の需要そのものはたいへん多くあります。なので、宿泊所あるいは練習場の整備さえ進めれば、多くの方々が合宿にきて頂けると思っております。そのことが最終的にはスポーツツーリズム推進事業につながっていくのだらうと私は解釈しております。

したがって、少しずつではありますが、そういったスポーツ施設を少しずつ整備していきたいということで、現在の由比ヶ丘にあります野球場。野球場が中学校の公式野球にさえ距離が足りないということで、いろんな角度から検討していますが、現在さらに案件が出てきたものですから、その検討を続けることになり、スポーツ合宿をするために様々な方面から検討して参りたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い致します。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

町長が言われるようにスポーツ施設を整備することは、お金をかけてやればできることです。それは当初でありますね。改修するのは宿泊施設の受け入れ体制の整備。これは役場ができることではなく、民間がしなければならない。しなければならないにもかかわらず、閉めた施設すら出てきているような状況の中で、どのような形で受け入れ体制を整えてリードしていくのか。対応というのが命題だと思うんですね。これをクリアしない限り、観光するスポーツ、スポーツツーリズムというのは我が町においてはあり得ない。考えられない。という風にすら思います。

3月の常任委員会でも言いましたが、「交流人口の拡大」と言えるかどうかは疑問ですが、人数を呼び込むだけであればさほど難しくありません。

例えば生涯スポーツのグラウンドゴルフ競技ですが、町の協会では奥能登の2市2町

で毎年2回、夏と秋にまいもんの里大会と称して、参加費1千円を頂きながら実施しております。

参加者は毎回350人前後、穴水町民が100人前後なので他の2市2町からはからは250人前後ということになります。

あすなる広場の面積による収容限度の関係で募集を2市2町に限定していますが、仮に倍の面積の会場が確保できれば、募集する市町を能登全体に拡大して7～800人集めることも可能です。

しかし残念ながら呼び込むことはできても、お金を落としてくれません。参加者は弁当持参です。宿泊してくれない。その辺のところをどう持って行くかがひとつの大きな課題です。そこを十分お考え頂ければと思います。

オリンピック・パラリンピックも来年になったことですし、検討する委員会もまだ立ち上げたから分からないような状況ですし、時期的にも7月になろうとしていますし、振り出しに戻って、計画自体を見つめ直すことが必要だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

「あなみずスポーツツーリズム推進事業」につきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機にするとともに、当町では陸上競技場の全面改修、フィットネスジムの開設等スポーツを取り巻く環境が大きく変化していることから、この機を逃さず、スポーツを通じた新たな事業の展開は必要であると考えます。

また、当該推進事業については、「第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「基本目標2 魅力を発信し新しい人の流れをつくる」の主要事業に位置づけられていますので、検討委員の皆様と協議しながら、アクションプランの策定を進めて参りたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

やるんですか、やらないんですか。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

先ほど申しました検討委員会も立ち上がっておりますので、各界各層のいろんなご意見を頂きながら、穴水スポーツツーリズムを推進していきたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

わかりました。時間がないことではありますが、局長の言葉を信じ、うまいことなるように期待しています。

議長、あと12分しかなくなったので、質問の順番を変えさせていただきます。

最後に合葬墓について伺います。

私は今回で合葬墓についての質問は3回目になります。

1回目の昨年3月定例議会では既に供用を開始している内灘町と津幡町の状況を執行部に報告しました。

その報告の中のアンケート結果にもう一度着目していただきたいのですが、内灘町は50才以上の1人ないし2人世帯と低所得者世帯合計約2,500世帯にアンケートを実施し、約半数が回答する中で34%にあたる450世帯が利用を希望しております。また津幡町の町営墓地を利用している世帯へのアンケートでは、利用している方々の約3割の世帯が合葬墓への移動を希望する、という結果でした。

また他の県内自治体でも整備の動きがあります。

先月、野々市市でも市営墓地公園整備の中で計画中との新聞報道があり、私は先日野々市市の担当課から概要を取材しましたので紹介します。

アンケートは昨年7月に40歳以上の市民2,000人に対して行い、その結果、何と56%の方から利用したいとの回答を得たとのことでした。

実は5年前にもアンケートを実施したのですが、その結果は15%しかなかったようですが、その時は全世帯対象のアンケートだったのかも知れません。

更にまた今月2日の新聞で、小松市も市営墓地に合葬墓に加えて、先程申しました共同埋葬に抵抗のある方に配慮した納骨堂を併合した形の墓地を2022年度に供用を開始する予定という報道がありました。

これで石川県内では来年度に供用開始予定の輪島市に次いで5つの自治体が合葬墓を整備することになりました。

ところで、昨年行われた町民アンケートの中にお墓や合葬墓についての設問がありま

した。

その結果は町のホームページで公開されていますが、私たち議会にはまだ報告されていませんし、町民の皆さんも結果をご存じない方が多数おられると思います。そこで重要な部分だけ、つまり合葬墓を利用したいかしたくないか、またしたいと回答した方の理由としたくないと回答した方の理由、この3点で結構ですのでアンケートの結果と、それを受けての町執行部の所感をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

ご質問の合葬墓町民アンケートの結果についてご報告いたします。

合葬墓を利用したいか、したくないかについては、利用したいが22%、利用したくないが47%、どちらでもないが31%です。

合葬墓を利用したい理由では、自分が亡くなった後、子や孫に負担をかけたくないが69%と最も多く、次いで、継承者がいないが36%でした。

合葬墓を利用したくない理由では、継承者がおり、管理に不安がないが67%と最も多く、次いで、共同埋葬に抵抗があるが31%でした。

以上が、ご質問のアンケートに関する結果です。

アンケート結果の数値から伺えるものとしては、当町における、お墓の所有率は84%となっていますが、親世帯が所有している物も含めれば、90%を超える所有率と判断されることから、現時点ではお墓自体が不足していない状況であり、合葬墓への関心が薄いのではと思われます。

しかしながら、利用したいとの意見の中には将来に不安を持っている方もあり、過疎化が進んで行く中で将来の住環境にも影響を及ぼすことから、管理のあり方について考える時期が来ていると思われます。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

課長の言われるようにお墓の所有率は、もちろん十分に充足しているというのは、当然と言えば当然のことです。問題は管理です。将来の不安。これをどう町民の不安にこたえるかということが重要ですし、もうひとつの管理状況の構築というのが重要になってくると思います。

利用したくない理由として「共同埋葬に抵抗がある」と回答された方のお気持ちは私に

もよく分かります。

そのお気持ちに應えるために小松市のように「納骨堂」を併設する方法もありますので、そういうこともきめ細やかに対応すれば、町民の希望に添ったものができるのではないかなと思うので、検討をしていただきたいと思います。

最後に石川町長に伺います。

昨年9月議会で私は「町民の生の声を、事務的でなく個人的にも組織としても聞く機会があると思うので、聞こえてこないではなくて、聞いてみるという姿勢で対応していただきたい」と執行部に申しました。

その後石川町長をはじめ執行部の皆さんは、この件に関して町民の生の声を聴かれたことと思いますので、それらの声もぜひ判断材料に加えていただきたいと思います。

そして何より合葬墓整備事業は関係人口の増加に資することが期待できる数少ない事業であり「やらないという選択肢は無い」ことを強調して私の質問を終わりたいと思いますが、町民の声についてのご見解をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

アンケート結果からすると、すぐに約束をするというところまではいかないと思っております。しかし、将来に向けては必ず必要性が生まれてくるんだろうと理解しておりますので、時間をかけながら、町民の意見を確認しながら、進めていけるのではないかなと思います。

町民の皆様のご意見を聞いての私の所感との事ですが、文献によりますと、古墳時代には権力者のお墓である古墳が建てられ、江戸時代中期になると、ようやく碑石を用いたお墓が登場しました。しかし、当時のお墓はあまりにも高価であったため、やはり一部の権力者や富裕層の遺族などが建てるものでした。

現在のように誰でも気兼ねなくお墓を建てられるようになったのは、昭和30年代の高度経済成長期以降であると認識しております。町民の皆様から個々に様々なご意見を伺う中で、多くの方々のご先祖の方々が守り伝えてきたお墓でもあるし、いずれ眠る場所であると思うと、父母が眠る場所に一緒に入りたいとの思いが強いのだなと感じたところでもあります。

お墓は確かに宗教的な物でもありますが、日本人にとっては文化の一部ではないかとも思われます。家族関係が希薄になったと言われる現在では有りますが、能登の地域で脈々と受け継がれてきたお墓を通じて、過去と現在を繋ぐ窓口として次世代に引き継ぎたいとの、町民の皆様のお思いは尊いものであると感じているところでもあります。

合葬墓や共同墓地の設置については、今後の様々な情勢を見据えながら、検討すべき課

題であると思うところであります。

○議長（吉村光輝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

すみません、用意していた質問を半分残してしまいました。せっかく答弁を用意して頂いた執行部の皆様には本当に申し訳ありません。この次、にとっておきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

◇

1番 佐藤 豊 議員

○議長（吉村光輝）

1番佐藤豊君。

（1番 佐藤 豊 登壇）

○1番（佐藤豊）

1番、佐藤豊です。通告に基き質問を致します。一問一答でお願いします。

1点目は自然災害への対応についてお伺ひ致します。

今年も梅雨時を迎え、これから集中豪雨、台風と言った自然災害が懸念されます。日曜日には当町でも大雨警報が発令されております。

最近では日本各地で震度4程度の地震が頻発しており、いつ大地震が起こるのか心配なところでもあります。近年の自然災害を見ますと大変大規模化しており、町民の皆さんには個々での判断が難しい状況にあります、町の防災無線は住民の皆さんにとって貴重な情報源です、適切かつ的確なる情報発信を是非お願いします。

6月補正では、各避難所に感染防止のため簡易間仕切りやダンボールベッド等の資機材を整備することとなっています。そうしますと避難所での収容人員も人数に限られるのではないのでしょうか。各避難所での人員数をどのようにお考えなのか、又新たな避難所等の設置を検討されているのかお尋ねします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所の収容人数につきましては、山本議員に

もお答えしましたが、感染防止のため従来の1人当たり2平方メートルのスペースから4平方メートルの確保が必要と言われております。北海道のある町では道独自の「緊急事態宣言」の最中であった、本年3月中旬に2千人以上に避難指示を発令し、2メートル間隔でテープを貼って離れてもらおうと、通常500人収容の体育館が200人ほどで満員になったとのことで、間仕切りや通路を確保したり、発熱者の専用スペースを確保すると、従来の収容人数の4分の1から5分の1といわれております。

さわやか交流館プラートを例にしますと通常の収容人数は240人ですが、約55人程になると想定してございまして、現在、町には指定避難所が51箇所あり、通常収容人数が6,824人ですが、感染防止対策をとった面積では約1,700人となります。

そのため、国は避難所の増設やホテル・旅館の活用の検討を促しておりますが、一方で、対応する職員数や資機材には限りがあることから、コロナウイルスが蔓延している状態の場合は、「安全な親戚や知人宅へ避難する」と言った避難所が過密になることを避ける周知も同時に行っていきながら、現在は今の避難所の範囲内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

ありがとうございました。課長がおっしゃるように、今、災害に対する避難とコロナに対する避難の対応となると、本当に人数が限られてきます。問題のところは、いろんな考え方があろうかと思えますけど、町としても様々な対応を、先ほど県の方から指針が示されるというような答弁もございましたが、町としても様々な考え方を持ってどのように対応するのか、検討課題と言うことで考えて頂きたいと思えます。

2点目は、防災拠点施設としての役場庁舎のあり方についてお伺いします。

皆さんご存知のことと思いますが、東日本大震災のおり、宮城県南三陸町の職員遠藤未希さんが「町の防災対策庁舎2階」で大津波警報の避難放送を続けられ、ご自身が被災者となり亡くなられました。3月11日に被災され、発見されたのが4月23日だったそうです。

さて、本題に入りますが。当町では管理課、危機対策室が災害対策本部となっております。ちなみに、管理課は庁舎1階にあります。又防災行政無線、緊急放送設備も同じく管理課横の放送室となっております。

ハザードマップでは役場付近での津波は最大1.9mと予想されています、役場駐車場の海拔は約3.2mとなっておりますが、予想以上の津波が発生した場合、庁舎1階が浸水する可能性はゼロではありません。

この様な状況で災害対策本部・緊急放送等の対応が十分に行われるのか、住民の安

全が守れるのか大変心配でなりません。町当局として十分に対応可能と思われているのか見解を伺います。

今年度は役場庁舎の耐震化工事を行います。この際、防災行政無線、緊急放送設備を庁舎の2階若しくは3階に移設されてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

ご質問のありました防災行政無線親局の庁舎2階もしくは3階への移設についてですが、現在の役場庁舎は未耐震の施設であることから、防災行政無線のデジタル化に伴い親局は「さわやか交流館プルート」の敷地内に洪水浸水対策を施した局舎を設置する計画です。

その他、現在親局が設置してある庁舎の放送室及び穴水消防署には遠隔装置を設置し、通常の情報発信は役場庁舎より行う計画となっております。

議員のご指摘の想定外の浸水があり、役場庁舎に立ち入れなくなった場合でも、「プルート」「穴水消防署」からの情報発信が可能となります。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

ありがとうございます。親局の方をプルートに持って行かれるということで、そういった対応も考えて頂いていると言うことで、少し安心したような気がします。

最後にもう一点お伺いします。先ほど申しましたが、津波の最大高さは1.9mと予想されていますが、想定外の津波が来ますと、庁舎向かいの橋が浸水により遮断され通行出来なくなります。そうなりますと役場庁舎は陸の孤島となりかねません。

緊急招集されても登庁出来ない職員が出てくるのではないのでしょうか。また、「役場庁舎」「地域情報センター」は町の指定避難所となっております。地震で大津波警報が発令された場合「役場庁舎」「地域情報センター」への避難招集が出来るのか、大変難しい判断が迫られますが、当局の見解を伺います。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

想定外の津波により、役場庁舎前の橋が浸水し登庁不能となった場合、職員は登庁可能な最寄りの地区活動拠点へ参集し、所属長の指示を受けることとなっております。

また、大津波警報発令時に指定避難所である「役場庁舎」や「地域情報センター」への避難誘導についてですが、役場駐車場の海拔は3.2mで津波の最大高1.9mと想定では浸水しないこととなっており、役場庁舎の屋上で16.5m、情報センターにつきましても2階は11mの高さがあり、よほどの想定外の津波が来ない限り、津波一時避難場所として安全は十分確保出来ることとなっております。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

危機管理というのは、想像すらできないことまで想定しなければなりません。特に役場庁舎は、河川の中州というような場所にあります。あらゆる危機を想定の上、さらなる対応を是非検討して頂きたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉村光輝）

ここで、10分間休憩いたします。

（午後2時47分）

（休 憩）

（午後2時55分再開）

○議長（吉村光輝）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 伊藤 繁男 議員

○議長（吉村光輝）

7番伊藤繁男君。

（7番 伊藤 繁男 登壇）

○7番（伊藤繁男）

7番伊藤繁男でございます。

私は、世界人類の平和を望み、町民の幸福を願い、わが町の発展に、尽くして参ります。時局に於いて、新型コロナウイルス対策などで、大変な状況にあります。

1963年6月頃、元アメリカ大統領ジョン・F・ケネディがベルリンの壁を訪れた時、「平和と希望に満ちた地球であってこそ、すべての人々が自由になる」という趣旨の演説をされましたが、本当に世界の平和を強く希望します。

今日は、貴重な一般質問の機会を賜り、厚く感謝申し上げます。

至らぬ点は、厳粛なる議場に、ご列席の皆様、ご賢察とご寛容の程、よろしくお願い致します。

それでは、5項目について、全問一括方式で、質問あるいは提言を致します。

執行部に於かれましては、簡潔・的確に、ご答弁願いたいと思います。

先ず、1項目は、地球温暖化について、であります。

皆様ご存知の通り、新聞紙上で地球温暖化とか、気候非常事態宣言、SDGsと気候変動などと、良く報道されております。

私は、既に昨年12月定例議会で、熱弁を揮ってこのテーマについて、質問を致しました。

その時、担当課長の冷静沈着なご答弁をお聞きして、肩透かしを食らったような感じを、受けました。

私なりに色々と勉強して質問したのですが、『第2次穴水町地球温暖化対策実行計画』が作成されて、あったのであります。

作成した当時、議会に提出されたのでしようが、書類整理の上手な私のこと、大事にし過ぎて、どこかお蔵入りになってしまったようです。

有難いことに、再度入手することが出来、見る事が出来ました。

「計画の期間」は、平成26年度から平成32年度、年号が変わりましたので令和2年度まで、となっています。

そこで、先ず、1点目として、この計画について、令和3年度からはどのようにされるのか、お尋ね致します。

本計画の継続の有無という基本的事項について、確認させて頂きませんが、地球温暖化対策という最重要課題について、衆知を結集して積極的に取り組まれることを期待して、以降、話しを進めて行きます。

平成24年度を目標の基準年度とされていますが、その当時と現在では、様相が様変わりしています。

本課題に取り組む決意に於いて、「気候非常事態宣言」を表明する自治体が増えて来ています。また、議会が市に宣言要請する動きも出てきています。

その他、私なりに情報収集をしていますが、いわば町民のための議場において、又聞きのようなことで、駄弁を弄する訳にもいきません。

そこで、2点目めとして、各層各位の衆知を結集するため、本件に関わるしかるべき計画策定委員会を設置される様、提案して、今日の所は、切り上げたいと思います。

本件の対策に資する私案については、またの機会と致します。

執行部に於かれましては、聡明なるご判断を頂き、わが町の希望につながるご所見を承りたく、切に願う次第であります。

2項目めは、農林水産業について、であります。

耕作放棄地が、イノシシの出現以来、目立って増えて来ているように、見受けられます。今後さらに、田畑、山林などが荒廃していくと、住み続ける意識が低下し、本町の人口減少に拍車をかけることに、ならないかと、心配されます。

また、今回の世界的なコロナ禍騒動の中で、国際的な食糧問題が、改めて大きくクローズアップされました。

我が国の食料自給率はご存知の通り大変低く、半分以上を輸入に頼っている状況です。そうゆう中で、ロシアなどが穀類などの輸出制限をしました。その国際的影響が起こっております。

新聞報道のキーワードに、「海外依存リスクの顕在化」「農業再生は危急重要の課題」「食の安全保障」などとあり、国家の最重要課題の一つであると、報じられています。

身近には、わが町にとって、農林水産業の次世代支援が、大変重要であります。

そこで、愚考ながら、色々な思いを込めて、1点目として、町主催で毎年、農林漁業就業者との意見交換会、及び懇親会を開催される様、提案致します。案内先はご検討ください。

また、全体的な要点として、農業後継者の育成が、最重要であります。

何町歩と耕すためには、大型農業機械が必要であります。それに掛かる諸々の費用は、多額になるだろうと、思われます。

今、各地区で、集約的に稲作を引き受けて、営農している方々がおられますが、高齢化が進み、その後継者が、問題となって来ています。

現在の耕作者がリタイアされますと、その地区で、一気に耕作放棄地が増えて、田畑が草茫茫々となってしまいます。

大事な大型機械も放置されることになるでしょう。大変、勿体無く、惜しまれるところであります。

誰かがその機械類を引き受けて、耕作して頂けないかと、願う次第です。

そこで、2点目として、農業機械一式を、就農後継者に引き継ぐ、斡旋支援制度が出来ないものかと、考える次第であります。

執行部に於かれましては、まず現状把握に努め、色々と良く調査研究して、諸条件を検討し、制度設計をして頂きたく、存じ上げます。

以上、本件に就いて、長期的な視点と洞察を以って、職務に精励されます様、ご期待申し上げます次第で御座います。

3項目めは、教育行政関連について、であります。

今回の新コロで、外出自粛を強いられた子供たちのことを、色々と考えました。私の孫に、中学1年生と小学2年生とがいますので、どうしているか様子を聞き、他の子供たちのことも連想した次第です。

学習の遅れのことはもとより、運動不足になっていないか、ゲームにはまっていないかと、心配しました。

新コロによる学校環境の変化のみならず、新年度から、プログラミング教育の必須化や、小学校で英語教育を本格導入されて、教育環境が大きく変わることになります。政府の「GIGAスクール構想」の下、パソコン・IT業界が沸いているようです。本町も、パソコンが1人1台、全生徒に行き渡ることになります。

教育は国家の根幹に関わりますので、今まで、新学習指導要領の言語能力や、情報活用能力について、色々な学識者から、議論が提起されました。

また、にわか9月入学問題が持ち上がりましたが、政府のコロナ対策の諸問題と同じく、どうも、中央の情報発信が、おかしいのであります。

実際の教育現場を国内外と経験された、数学者でお茶の水女子大名誉教授の藤原正彦氏は、教育行政に対する不信からでしょうか、情熱的に講演や執筆活動をして、注目されています。かつてのGHQ戦略にも触れ、命懸けの如く、思い切った勇気ある言論活動をしています。

藤原氏の各著書を読んで、私なりに教育問題を考えるのでありますが、特に母国語に係る国語教育の重要性については、まったく同感であります。一度皆様もお読みください。

新聞では、「読解力は国語力のみならず、英語など語学の習得や、数学理科の理解を高める基礎になる」と報じられていました。

読書習慣を身に付けるには、まず学校及び家庭での環境整備が大事であり、何よりも読書を継続することが、大切であります。

本町においては、色々な読書推奨の取り組みを実施していますが、さらに拡充して頂きたいを思います。

そこで、1点目として、読書コンクールの優秀者には、好きな文学館の見学旅行に行つて頂く他、思い切った褒賞策を立案されます様、再提案致します。

県内のトップニュースになるほどに、生徒・学生の話題を巻き起こすことも、あつていいのではないのでしょうか。

2点目は、乳幼児にファーストブック・プレゼントをするようにされたら、如何でしょうか。

言葉がしゃべれない乳幼児でも、絵や読み聞かせに、不思議と反応して、手をたたいた

りするのです。

3点目は、園児の虫歯予防のため、「フッ化物洗口」の取り組みを推進して、費用を補助するようしたら、如何かと思えます。

既に、金沢市と内灘町が実施していますが、費用が安く少額予算で済みますので、ご検討頂ければと存じ上げます。

本件に就いて、是非とも積極的に取り組まれます様、偏に熱望する次第で御座います。

4項目めは、公的な情報発信について、であります。

高齢化率の高い本町にとって、高齢者に対する情報発信の仕方が、大変重要であります。

ペーパーでは活字の大きさに配慮し、音声・映像を大いに活用した伝達に、工夫した方がいいと思えます。

ケーブルテレビの積極的な活用について、以前に具申致しましたが、新規加入者を増やすことを、継続して行うことが、依然として大事であります。

そこで、1点目として申し上げますが、中能登町の情報推進課では、「新規加入者紹介制度」を展開していますので、本町もその施策を参考にして、実施されたら如何かと、存じ上げます。

世帯数の減少が心配される中、少しずつでも増やして行ければと、思えます。

2点目は、以前、諸橋地区での町政懇談会の折、防災行政無線を使った地域限定の放送が、話題になりました。

輪島市ではグループ放送としてマニュアルが作成されていますので、企業振興部放送課に問い合わせ、本町でも地域放送の手引書を作成されたら如何かと、存じ上げます。

3点目は、本町のライブカメラの設置は、今この様になっているのでしょうか、ご説明頂きたいと思えます。

インターネットでの情報発信あるいは収集の時代に於いて、近隣市町並みのライブカメラも疎かには出来ません。

何卒、寛宏なる精神でご検討頂き、速やかに実現されます様、愚考申し上げる次第で御座います。

5項目めは、賃貸住宅建設支援制度について、であります。

このテーマに就いて、昨年5月、「支援制度を創設する方向で検討に入った」主旨の新聞報道があり、大いに期待していたのですが、その後、どの様になったのでしょうか。

本町への進出企業との意見交換会の折、「誘致企業の社員や転勤者が入居できる賃貸住宅が不足している」との意見を発端としての動きと記憶していますが、企業が「働き手を増やせない」ことでは、本当に重要な案件だと思えます。

800件近い空き家が、今後更に増えて行くことが懸念される本町にとって、空き家対策は、危急・最重要課題であります。

空き家はどんどん傷んでいって、使い物にならない廃屋となり、空き地は草茫々に放置

されるようなことを、招来させては、決してなりません。

対策を怠って、劣悪な住環境の町にしては、ならないのであります。

この課題の検討過程で多少問題があっても、次善策でブレイクスルー突破して、支援制度を創設して頂きます様、切望する次第で御座います。

今回は、5項目について、質問あるいは提言をさせて頂きました。

執行部に於かれましては、何かとご多忙のことと、存じ上げますが、真剣にして、賢明なるご所見を、承ります様、重ねて、お願い申し上げます。

以上で、舌足らずでございますが、お聞き苦しい点など、お許し頂きまして、7番・伊藤繁男の一般質問を終わります。

ご寛大にご清聴頂き、誠に有り難うございました。

○議長（吉村光輝）

森下住民課長。

○住民課長（森下和広）

地球温暖化計画並びに計画策定委員会の設置についてお答えします。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、平成26年3月に平成26年度～32年度、計画期間7年間とする「第2次穴水町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出の抑制に取り組んできたところです。

最終年度である今年度末には本計画を検証し、これまでの成果や課題等を踏まえ、「第3次穴水町地球温暖化対策実行計画」の策定を予定しております。

また、策定にあたっては、近年の気候変動や脱原発を前提とした、温室ガス削減目標値が新たに設定されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化していることから、国や県の「温対法・省エネ法」に基づいた行動計画と整合を図りながら、「穴水町地球温暖化対策実行策定委員会」を設置し、目標値や具体的な取組み内容を定めたいと考えております。

○議長（吉村光輝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

伊藤議員の2項目めの1点目、農林漁業就業者との意見交換会及び懇親会を開催してはどうかというご質問についてお答えいたします。

1次産業を生業としている町民の方から直接、生の声を聞くことは大変重要なことであり、その話の中から当事者が本当に必要とする施策が形となって事業が生まれること

が数多くございます。

当町も穴水町農業活性化協議会主催で、毎年、農閑期の1月末から2月にかけて石川県や農協の協力を得て、公民館など町内14会場で営農座談会を開催しております。この会場では、県や町の施策内容や経営に関する意見交換が活発に行われております。

同様に林業経営者を対象にした「林業座談会」も毎年開催しており、直接林業経営者からご意見を伺っており、石川県や森林組合の方々にフィードバックを行っております。

今後とも座談会等を通じて直接、経営者からのご意見をお聞きし農林業の振興に資する施策の立案に努めて参りたいと考えております。

次に2点目の農業機械の斡旋支援制度についてお答えします。

町では、営農者の高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を初めとする様々な施策を実施しております。中でも昨年度創設した「農業機械等導入支援事業」は、農業機械を購入する農業者に購入費の一部を補助する制度でございます。この制度は中古の機械購入も対象としており、この制度を利用して中古の農業機械を購入した人は、昨年度は6人中2人、今年度は、現在8人中4人となっております。中古の農業機械の売買は、農協を始め農機店で活発に行われており、農機の販売依頼や購入希望者双方の要望に答えられるようにきめ細かな対応をしていると聞いており、町としても、農業機械の有効利用が農業者の負担軽減に繋がることから期待しているところでございます。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

3項目め1点目の読書コンクール支援策についてお答え致します。

読書が培う力は、あらゆる教科の学習の基礎学力に欠くことができないものであり、読書によって育まれた豊かな感性や情操、思いやりは子供の心の発達に大きな影響をもつものと思われまます。

小・中学校での読書活動の推奨につきましては、図書支援員を配置の上、児童生徒の読書機会の充実に努めているところであります。

一方、町立図書館におきましても、読書感想文・感想画コンクールの他、読書スタンプラリーを実施しております。この読書スタンプラリーにつきましては、読書週間に合わせて年2回実施し、昨年度は約500人の方々に参加して頂き、スタンプラリー達成者には、文具等の景品を授与しているところであります。

ご提案の褒賞策につきましては、現在実施しておりますスタンプラリー等の状況を見ながら、新たな読書コンクール等の創設を検討して参ります。

2点目のファーストブック・プレゼントについてお答え致します。

現在、図書館事業の一環として、ブックスタート事業を行っております。

具体的には、奇数月の第1金曜日に保健センターで行っている4ヶ月検診に訪れる親子を対象に、絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントを行っており、昨年度は32組の親子に贈呈しております。

このブックスタート運動は、1992年にイギリスで始まった運動で、日本では2000年の「子供読書年」を契機に始まったと言われております。

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんのことばと心を育むためには、優しく語りかける時間が大切であること、そんなかけがえのないひとときを、絵本を介して応援する運動でもありますので、引き続き取り組んで参ります。

○議長（吉村光輝）

佐藤ふれあい福祉課長。

○ふれあい福祉課長（佐藤栄）

教育行政関連の3点目の、園児の虫歯予防対策についてお答えいたします。

町では、虫歯予防対策として、2歳児、3歳児の幼児健診の際に歯磨き指導と併せて、保護者の同意の下、フッ化物塗布を行っております。

ご提案のフッ化物洗口は、永久歯が生えそろう前から始めると効果があると言われております。

また、毎日欠かさず実施することを推奨されており、保護者や保育施設の協力が不可欠となってきます。

虫歯予防対策には、歯磨きの徹底やおやつの摂り方について正しい行動を行うことも重要と考えますので、これらの対策を継続しながら、フッ化物洗口の取り組み推進については、関係者間で検討していきたいと考えます。

○議長（吉村光輝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

4項目めの公的な情報発信についての1点目、ケーブルテレビ「新規加入者紹介制度」の導入に関する質問にお答えいたします。

高齢化が進む当町における情報発信として、ケーブルテレビの音声放送や文字放送での伝達は大変有効な手段であると認識しております。現在、2,288世帯が加入されており、62.7%の加入率となっております。

加入者のご意見を伺いますと、高齢者世帯及び子育て世代の家庭では、ケーブルテレビの放送を楽しみにして受信し、災害時の情報収集にも大いに活用されていると聞いてお

ります。

しかしながら3割強の世帯が加入されていない訳ではありますが、これは穴水町の地形が大きな要因となっています。テレビ地上波の難聴地域では、ほぼ全世帯が加入していますが、能登島の基地局から直接受信できる海岸線の世帯における加入率が低いことが伺えます。

加入促進については、加入者の負担も関係することから、ご提案の「新規加入者紹介制度」も含めて、事業者である能越ケーブル(株)と協議し、少しでも多くの町民の皆様が加入し情報収集に活用できるような、新たな加入促進キャンペーン等を展開していきたいと考えています。

3点目のライブカメラの現状についてお答えいたします。当町では、平成15年に役場庁舎・キャッスル真名井・現能登ワインに隣接する野鳥観察等の3カ所にカメラが設置され稼働しておりましたが、落雷等による度重なる故障や修繕が重なり、平成23年3月の修繕を最後に、機材の耐用年数が来ていたことや部品の供給が出来なくなり、稼働を中止している状況であります。

しかしながら、近年の異常気象による災害はこれまでの想定を大幅に超える状況であり、瞬時に状況確認が出来るライブカメラの必要性を改めて感じているところであります。

現在、国では近年の異常気象に対応するため、どのような自然災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた、国土・地域・経済社会を構築するため、国土強靱化計画を策定したところであります。

当町においても国・県の計画のもと本年度において「穴水町強靱化計画」を策定中であり、台風シーズンまでには計画を公表し、今後の災害等に対応すべき準備を行っているところであります。

その中でも、情報収集や伝達は重要であることから、新たなライブカメラの設置についても、計画させて頂いているところでありますので、今後のネット環境の整備に合わせ、設置場所等を検討し計画に基づき順次整備をしていきたいと考えています。

続きまして、5項目の賃貸住宅支援制度についてお答えいたします。

人が生活や経済活動を行う上で最も重要とされる、住宅事情の環境向上対策は、当町が強く押し進めている移住定住施策や企業誘致活動において避けては通れないものと認識しております。

昨年の進出企業との意見交換会において、春の異動時期にはアパート等の確保に苦慮しているとの意見もあり、早急に町内における賃貸住宅調査を実施させて頂きました。

調査は昨年6月、50棟360室について行いましたが、ほぼ満室状態でありましたが、築年齢の新しい所から部屋が埋まることから、古い物件を改修し入居を促進したいが、今後の見通しを立てるのが難しいとのご意見もありました。また、新聞報道後、問い合わせがありましたが、その多くはハウスメーカーからであり、即座に建設事業に結び

つくものではありませんでした。

一方では、議員ご指摘の800件を超える空き家対策も重要であり、移住定住者用の一軒家の提供や企業等の異動に伴う集合住宅の提供を総合的に捉えた支援策については、関係機関からの指導も仰ぎながら、実情に即した建設支援制度の構築について、引き続き調査研究を行っていきたいと考えています。

参考ではありますが現在、空き家バンクへの登録が39件あり、うち35件は売買又は賃貸契約が完了し、県外からの移住者の方にも、お住まいいただいております。

このほか、平成30年度より町外者への固定資産税納税通知書を発送する際に「穴水町空き家バンク制度」のご案内や「特定危険空き家について」のご案内を同封し、制度の周知を図るとともに、毎年度20件余りのお問い合わせをいただいているところであります。

今後も空き家バンクへの登録、特定危険空き家の処分について、積極的にPRを実施し、制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

4項目めの2点目、防災行政無線のグループ放送についてお答え致します、まず輪島市のグループ放送で使用しているシステムですが、有線による音声告知端末のことと思われれます。

これは、いわゆるケーブルテレビへ加入している世帯に音声告知端末を設置し、各地区、町内会から電話録音などの操作をし、行事予定等を放送しているものになります。

本町の防災行政無線ですが、現在使用しているものは、アナログ波を利用した防災行政無線です。

防災行政無線は、基本的には役場の親局、消防署とプルートにある遠隔操作卓でのみの操作となります。

また、輪島市の有線放送との違いは、防災行政無線の発信については電波法で「第3級陸上特殊無線技士」と同等もしくはそれ以上の資格を有するものでなければ操作することができません。

現在、町職員では18名がこの資格を所持しており、役場からの放送もこの資格を持っている職員が操作しているところです。

また、放送内容につきましても穴水町防災行政無線局運用細則によって、「地震、火災、台風等の非常事態に関するもの」、「災害情報及び災害についての予報並びに警報に関するもの」、「一般行政事務の普及、啓発又は周知もしくは町民の理解と協力を必要とする事項に関するもの」となっておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（吉村光輝）

伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

ありがとうございました。

樋爪局長をはじめ、担当課長にはご丁寧なるご答弁をいただき誠にありがとうございました。

聡明なる執行部におかれましては、今後も、長期的、大局的、根本的に、我が町の発展にご精励されますよう、申し添え、私の一般質問を終わります。誠にありがとうございました。

◇

2番 湯口 かをる 議員

○議長（吉村光輝）

2番湯口かをる君。

（2番 湯口かをる 登壇）

○2番（湯口かをる）

2番湯口かをるでございます。

質問の前に、この場をお借り致しまして。今年は看護の母ナイチンゲール生誕200年の誕生の節目の年と言われている中で、世界に感染拡大した新型コロナウイルスに感染し亡くなられた大勢の皆様のご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染者の治療に関わる大勢の医療機関の皆様や関係機関の皆様にご心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に基づき、1問1答で質問をさせていただきますが、先にご質問された方と重なる点があるかと思いますが、ご容赦頂きたいと思っております。

最初に、休校による授業の遅れの対応についてお尋ね致します。

全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、小中学生、高校生にとっては、長期間にわたり、新学期からの学びが、断たれた状態にありました。過去においても、このような長期間にわたる休校等の記憶はなく、ことの重大さが察せられます。政府による新型コロナ感染防止対策では、密閉、密集、密接の「3密」が特に重要視される中で、経済、スポーツや文化部門をはじめ、各界各層のあらゆる活動が、中止された状態です。

文部科学省は、全国の都道府県教育委員会に対し、対面指導が必要な小学校1年、学習

内容の次年度への繰り越しが難しい小学校6年、進学指導等が必要とされる中学校3年の登校を優先する旨の通知を踏まえ、不足する授業数の対応については、夏休みの期間を検討する市町が多く、各教育委員会は感染防止対策により、学習機会を確保する工夫が求められてくる等の報道がありました。

近年、当町の児童生徒の学力は、県内でも上位にランクされているようですが、長期間の休校による授業の遅れは、保護者はもとより、平素からスポーツ、ボランティアなどを通して、地域との連携が深い町民の方々の関心事でもあります。不足する授業数の確保は優先されるべきものとは思いますが、この先、学びの長い児童生徒が、詰め込み等により勉強が嫌いになり、通学への足が重くなるなど、児童生徒への負担となっていないか、保護者のみなさんも心配されている点だと思います。先生方には小規模校である当町の利点を十分に生かして頂き、より一層のご指導とお力添えを賜りたく、切に要望いたします。

長期間の休校による授業の遅れを回避するため、各学校のさまざまな取り組みが報道されてきました。このたびのような、長期間にわたり学校での授業が受けられない場合では、家庭での学習が必要とされます。当町でも、国の「GIGA スクール構想」に基づき、教育の将来的な取り組みとして、ITを活用した教育環境を整備するための学習用タブレット端末配備などについても、今後検討すべき課題だと思います。

また、新型コロナ感染防止対策の「3密」が重要視されていますが、教室や体育館の授業、給食などにも細かい対応が求められます。現状をお尋ねします。また、長期間の休校では児童生徒の不要な外出などが禁止されていたので、運動不足などの体力や気力の低下が心配される場所ですが、それぞれに教育委員会のご見識を、お尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、小・中学校において4月13日から5月31日までの長期に渡りまして休校措置を執ることとなりました。

休校期間中には、児童生徒の学習機会を確保するため、学年毎に週2日の午前中のみ分散登校を設け、学習面をサポート致しました。

さらに、5月25日より給食も開始し6限授業が可能になり、6月1日より平常授業となっております。

この週2～3回の分散登校での対応により、子供達の多くは、学校に対する気持ちが変わることなく、スムーズに平常の学校生活に入っていると思われまます。また、これまでの遅れた授業を回復するために、夏休みを8月1日から18日までに短縮し対応すること

としております。

引き続き児童生徒の学習機会を確保するため、学校現場と連携しながら対応して参ります。

次に、「GIGA スクール構想」についてであります、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境等の整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現するため、国においては、当初令和5年度までに段階的に整備する計画でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、児童生徒の学習機会が失われていることから、計画が令和2年度に前倒しとなったものであります。

当町の対応につきましては、本定例会に提出しました、1人1台端末を配置できるよう、一般会計補正予算に必要額を計上したところであります。

次に、学校での新型コロナウイルス感染防止対策についてであります、毎朝の検温やマスクの着用、授業中のこまめな換気、手洗いの励行を基本としております。加えて、給食時は「3密」を避けるために、ランチルームや空き教室を活用し児童生徒を分散するとともに、喫食は一方向を向いての対応となっております。

また、6月からの学校再開に合わせて、中学の部活動やスポーツ少年団活動については、これまでの休校により体力の低下が懸念されることから、児童生徒の体力面に配慮し、当面、活動時間の短縮等の対応を行っているところであります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。タブレット、端末整備の事業が出されておりますが、学校での授業が受けられない場合において、家庭学習に活用できるようではあります、家庭におきましても、配信などの対応が求められるわけなんです。そういうものにも全児童が対応できるような補助などにも取り組んで頂けるよう、よろしくお願ひします。

感染等を考慮した中学校フロアの改修についてお尋ね致します。

昭和60年当時は、耳を澄ませば山王川のせせらぎが聞こえてくるような、周囲一帯がとても静かな環境の中で、現在の穴水中学校が新築されました。

以後35年の歳月が流れ、学び舎を卒業していった大勢の皆さんは、学校への愛校心を育み、勉学に勤しみ、クラブ活動に汗を流して、生徒会活動や様々な行事に取り組む中で、友情を深め合い、いろいろな体験を通して、人格形成となる貴重な中学校での3年間の歴史を振り返ったとき、改めて穴水中学校の存在の大きさを、実感することと思ひます。

35年の中学校の歴史は、校内各階の教室、ランチスペース、廊下の古くなったカーペットの汚れにも、大勢の生徒たちの足跡を感じることができます。

生徒達は毎日、校舎をきれいに清掃することで、自分自身が気づかない心の汚れも浄化し、そこから芽生えた愛校心と公共心が、穴水中学校を一層輝かせているものと思います。

現在、中学校では、大部分がカーペット敷きになっておりますが、衛生面を考えると、掃除機のみでの清掃では不十分なところもあるかと思えます。清掃業者による定期的なクリーニングは行っているのでしょうか。また嘔吐などがあった時には、感染予防対策に沿った処理は適切に行えるのでしょうか。

長年の使用でカーペットの汚れや傷みが心配されると、保護者からも意見がありました。新型コロナウイルス感染防止対策で、「3密」が重要視される中で、特に清潔な生活環境が求められています。

新型コロナ観戦を試行錯誤する中で、穴水中学校の清潔な教育環境の整備となる、校舎内のフロアの改修について、お尋ねします。

○議長（吉村光輝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

中学校の清掃業務につきましては、年1回専門業者による清掃を実施しているところでありますが、校舎内の大部分がカーペット敷きとなっております。

経年使用による劣化が著しい箇所については、部分的な補修や張り替えを行いながら、これまで対応してきたところでありますが、生徒への清潔な環境づくりは重要であると認識しておりますので、今後、清掃回数や清掃方法等について検討して参ります。

また、当町の小・中学校を取り巻く環境は、児童生徒数の減少や校舎の老朽化が顕著であることから、本年度、小・中学校施設整備に関する基本構想計画を策定するため、有識者による検討委員会を立ち上げ、今後の学校施設の在り方を示すこととしております。

穴水町教育振興基本計画の基本理念である「ふるさとの未来を担う心豊かな人づくり」を進めるため、学校現場と連携しながら、教育環境の充実に努めて参ります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。コロナ感染の今だからこそ、検討すべき課題もあるかと思えますので、どうぞご検討よろしくお願い致します。

次に、安心できる避難所の対応についてお尋ね致します。

昨年12月定例会に、県の洪水想定、ハザードマップの見直しによる自主避難所対策の検討についての質問をいたしました。

ここ数年、日本近海は海面の水温が高く災害に警戒が必要との報道がある中で、5月12日には、台風1号が九州を中心に激しい雨を降らせて、いよいよ台風や大雨による災害が起こりやすい季節を迎えようとしています。

担当課におかれましては、県の洪水想定の見直しによる自主避難所対策をご検討のことと思いますが、今年の台風や大雨による自主避難所の開設には、新型コロナ感染拡大防止対策と、自主避難所対策の両方が求められてきます。

感染予防対策では、「3密」が重要視される中で、それに適応した自主避難所を開設していただくには、事前に、避難を希望される方々の把握や、「3密」を考慮した適正な避難所の確保が、必要になるのではないかと思います。

同時に、自主避難所では新型コロナウイルス感染予防対策のマスクや消毒液、体温計などの医療器具の確保なども、必要とされます。

自主避難所の役割は、町民のみなさんが、台風や大雨による災害から、安心して避難していただくために、開設されるものであります。コロナ対策の安全性もしっかりと確保して頂き、町民の方々が危険を感じたら迷わず自主避難所へ避難できるような対応が必要であります。

また、自主避難所開設における受け入れの対応や「3密」を配慮した注意事項などを、事前に町民の皆さんに周知する対策についても、お尋ねします。

○議長（吉村光輝）

小谷管理課長。

○管理課長（小谷政一）

避難所開設における受け入れの対応についてですが、まず避難者が来られた場合は、健康状態を確認し、施設内では、十分な換気を行い、人と人との密接を避けるためのスペースを確保する。また、発熱等の症状が出た避難者の為の専用スペースも確保したいと考えております。又、マスクやアルコール消毒液など感染症対策物資を準備していますが、町民の皆様へのお願いとして、避難所に避難する場合は、手洗いと咳エチケットを徹底しマスクを着用することで避難所の安全を確保していきたいと考えております。

次に、「3密」を配慮した注意事項等を事前に町民に周知する対策についてですが、6月号の広報あなみずと同時に配布しました「避難所における新型コロナウイルス感染症対策について」の回覧板でも記載してありますが、先ほど述べました、避難所運営の要点や避難される町民へのお願いの他、「自らの命は自らが守る」の意識を持ち、適切な避難行動をとりまじょうと、いったパンフレットを回覧したところですが、今後もさらに広報やホームページ、能越ケーブルテレビ等を通して広く周知してまいりたいと考えており

ます。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。どうぞ、万全の体制で臨んで頂きたいと思います。よろしくお願ひ致します。

最後に、町独自の中小企業等金融対策支援事業の取組についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業継続が困難な事業者に対する支援策として、国や県が感染拡大防止協力金や、事業や雇用の継続維持のため、あらゆる対策を講じて支援を実施する中で、売り上げが激減した中小企業や個人事業主に、国が給付する「持続化給付金」が今、問題視されています。

個人事業主への持続化給付金は、確定申告の区分が事業収入であること、新型コロナウイルスの影響で、1月以降収入が50%以上減少した月がある場合に対象となり、最大100万円が給付されるようですが、確定申告の収入区分が雑所得、給与所得として申告した場合は、対象外になるともいわれています。事業を継続する事業者を救済するための給付金となるよう、願っています。

当町では、コロナウイルス感染により、売上が30%～50%未満に減少した町内の中小企業や個人事業主を対象に、国や県の支援から外れた方々も含めて、穴水町独自の中小企業等緊急対策支援事業が予算化され、一定の基準に従って、法人には50万円、個人には30万円が給付されるようですが、支援の要件となる前年度からの30%～50%の売上減少に対する確認は、税務申告によるものとは思いますが、この支援事業の対象となる業種、支援の要件となる売上減少の確認の詳細についてお尋ねします。

町民のみなさんは、様々な新型コロナ感染拡大防止対策の中でも、特に長期間にわたり、特にマスクの使用や不要不急の外出の自粛に配慮した生活をされてこられたものと思いますが、このような状況では人も車も物流も停止の状態にあります。営業する事業所や商店においては、休業又は開店休業の状態であり、市内のすべての事業者にも、影響があるのではないのでしょうか。能登半島地震の大惨事では、復興に時間を要するあまり、多くの事業者が廃業されました。この過去を教訓に、町の迅速な対応により、1日も早く事業者へ支援金が届いて、待ち独自の中小企業等緊急対策支援事業の効果が発揮されることをご期待申し上げ、この支援事業の取組の現況について、お尋ねします。

○議長（吉村光輝）

中瀬観光交流課長。

○観光交流課長（中瀬寿人）

町独自の中小企業等緊急対策支援事業についてお答えします。

議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症により、国は本年1月以降、前年同月に対し50%以上の売上が減少した個人及び法人事業主に対し、個人では最大100万円、法人では最大200万円を給付する「持続化給付金」が創設されています。しかしながら、50%未満の売上減に対しては対象外となっていることから本町では、30%以上50%未満の本社本店機能が本町にある個人、法人事業者を対象に、要領要綱は国に準じ農林漁業を含む全業種を対象として、それぞれ支給額は最大30万円及び50万円で事業化しております。

売上減少の確認については、国の要領にならい、2019年分の確定申告書や住民税申告書を基に、2020年分を同月当たりで対比し、確認しているところであります。

尚、6月15日現在で、個人事業者13件、法人事業者3件の計16件であり、支給総額は540万円であります。

○議長（吉村光輝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。どうぞ、被害に遭ったかを網羅して町独自の緊急対策支援事業の早い対応による大きな効果を上げて頂きたいと思っておりますので、よろしく願い致します。

これで私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

以上で、一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

ないようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（吉村光輝）

これより、議案等に対する質疑を行います。
質疑の通告がありますので発言を許します。

1番佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

1番、佐藤豊です。

本定例会に上程されました議案第29号令和2年度穴水町一般会計補正予算第3号について質疑を行います。

本題に入る前に、先日の新聞記事で石川町長のコメントが紹介されておりました。「有事こそ大胆に」「予想を超えてこそありがたみや感謝、やる気が生まれる」「基金の取り崩しを含め、今できる最大限の政策を行いたい」とありました。

又、広報あなみず6月号では「コロナ対策もその時々や行き当たりばったりに考えるのではなく、状況、条件をしっかりと把握したうえで計画をたて、その計画に沿って粛々と進めること、特に経済対策はスピード感を持って大胆に実行することが肝要」と述べられています。

私もまったく同感であり、そんな思いを込めて6月定例会に期待をもって臨んだところです。

さて、今回の補正予算1億2千4百万における、新型コロナウイルス感染症対応事業分として7千万余り、その他事業分で5千3百万余りが計上されており、その内新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業分は4千6百万となっております。

5月の補正予算では国の助成金の要件を満たさない事業者への給付金や子育て世代に対する給付の上乗せが予算化され、6月補正では妊婦や高齢者等への細かい感染予防対策への配慮が見られる予算案となっており、町独自の支援策には担当者の熟慮の跡が伺えます。

このコロナ対応地方創生臨時交付金の穴水町への配分額は8千3百万余りであり、5月補正と今回の6月補正に充当される形となっています。あくまでも国の配分額の範囲内です。このコロナ感染症問題ですが、国、県の緊急事態宣言は解除されましたが、今後まだまだ第2波、第3波が予想され、油断できる状況にはありません。

さらには、自粛期間は様々な人々に多大なる影響を及ぼすと共に、大きな経済負担を強いることとなりました。

今後、どのような影響が出るのか想像すらつきません。

それゆえ、石川町長がおっしゃる通り、スピード感を持って対応しなければなりません。今できる限りのことを実施し、支援を必要とする方々に速やかにその支援が行き渡ることが重要です。

今回の6月補正額は5月補正分と合わせてコロナ対策として、必要とする人達に充分行き渡っているとお考えでしょうか。

石川町長は、基金の取り崩しについても言及されておられます。コロナ感染症対策に伴う基金の取り崩しについて、谷本県知事は100億強の基金の取り崩しを決定しております。

近隣市町においても、「輪島市・5千2百万」「珠洲市・1億5千3百万」「能登町・1億3千7百万」「志賀町・4億円」「中能登町・1億9千万円」いずれの市町も、国の臨時交付金と併せてコロナ対応に充てています。他の市町と単純に比較できるものではありませんが、各市町とも有事に対する危機感の現われではないでしょうか。

また、提案理由の説明で、令和元年度の決算見込みをご説明頂きました。実質収支で1億1千9百万円余りの黒字決算見込みということです。町の財政を健全に維持することは大事なことです。しかし、100年に一度と言われるこのコロナ禍に対応するために、町としても身を切る覚悟を示すことで町民の理解を得ることができるのではないのでしょうか。

今後、国の2次補正の概要も明らかになるにつれ、町も次なる支援策もお考えとは思いますが今回の補正予算は、石川町長が期待するものとなっているのでしょうか。また、今できる最大限の政策とお考えでしょうか。町長のご所見をお聞かせ下さい。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

佐藤議員にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、世界的に拡大し、経済をはじめとする様々な分野で過去に例を見ない厳しい状況にいたっていると認識しております。

このような中で国、県、町は常に連携をして、様々な支援策に取り組んでおります。

本町といたしましても、国民1人当たり10万円を支給する「特別定額給付金」について、できるだけ早く家計に届くように休日返上で作業に当たり、6月9日までに96%の世帯に支給しました。

また、国の売り上げが減少した中小企業等に対して、最大200万円を給付する「持続化給付金」の対象外となる事業者に対して最大50万円を支給する町独自の「穴水町中小企業等緊急対策支援金」についても15日現在で16事業者に540万円を支給しております。

さらに、今回の6月補正予算では、5月補正で議決された総合病院への感染対策や子育て世帯、ひとり親世帯への支援に加え、重症化リスクの高い高齢者、精神的に負担の大きい妊婦、さらに高齢者施設、保育施設、災害避難所などの感染防止対策を盛り込みました。

小中学校につきましても、感染予防、学習支援に加え、3か月間ではありますが給食費を全額無償にして、保護者の負担を軽減いたします。

このように、感染予防と経済対策を中心に町独自の支援策を提案してまいりましたが、その内容は地域の声に答えたものであると考えており、多くの関係者の方々にもそのような理解をいただいていると感じております。

いずれにいたしましても、これで満足しているわけではなく、終わりになるとは決して思っておりません。むしろこれからが始まりであると考えております。

今後、取り組もうとしている第3弾となる町独自の支援策につきましては、提案理由でもご説明いたしましたが、現在、商工会をはじめとした関係機関の皆様方から幅広くご意見をお聞きしており、町経済の回復を重点において、国の第二次補正に盛り込まれた「家賃支援給付金」や観光や飲食の需要喚起策である「GO TOキャンペーン事業」に加え、県独自の「県内宿泊応援事業」などの実施状況を十分に把握した上で、足りない部分について様々な角度から検討し、実行性のある支援策として、出来るだけ早い時期に議会にお示し、計画的に実施してまいりたいと考えております。

6月議会で提案をさせて頂いた案件は、個人、事業者への直接支援を給付する支援は約40%あまりとなっております。間接的に支援するものは60%あまりとなりましたが、本来なら直接支援を優先させるべきでありましたが、残念ながら時間的な制約もあり、今回には間に合いませんでした。引き続き、必要な支援策を検討して支援して参りたいと思います。直接的な支援策をまとめて、近いうちに議員の皆様にご提案をさせて頂きたいと思っておりますので、何と度よろしくお願い致します。

なお、財源につきまして、財政調整基金を使わずに、国からの交付金だけを充てたことに危機感が足りないのご指摘ではありますが、財源確保と危機感は別次元のことだと考えております。

ただ、今は、国の第2次補正に盛り込んである追加の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を最大限に活用し、最大限の効果を生み出す事が最善だと考えており、更なる対策が必要となる場合は、前例にとらわれず、積極的に財政調整基金を活用してまいります。

何度もお話しいたしますが、この新型コロナウイルスとの闘いは長期戦になると思われ、それに伴い莫大な財源が必要とされることが容易に想像されます。議員各位におかれましても、是非とも建設的なご意見、ご提案をお願いするとともに、心を一つにしてこの難局を乗り切ってまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

いろいろと今後もするというので、ありがとうございます。今、石川町長のことぶきの中で直接支援はできなかったというお言葉がありましたが、国の支援策の中に特別貸付金制度というものがございますよね。これは休業・失業等により収入が減った方々に生活資金として支援するものがございます。開始から2ヶ月で、全国で38万件、745

億円が支給され、石川県においても3353件、9億8千万円が支給されているそうです。当町においても、そういった方々がいらっしゃるのではないかと思います。そういった方々も調査の上、それこそ町独自の支援策の方も検討してはいかがかと思えます。これは質問ではありませんので、石川町長のご所見などをお聞かせ願えればと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村光輝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

今ほど佐藤議員からご指摘頂きました、経営が厳しくなっている企業・事業者への貸付金であります。これは無利子無担保ということだろうと思えます。したがって、限度額で約3千万円、返済猶予期間が3年、企業となっております。したがって、私は知り合いの飲食店の経営者に時々出会うたびに、この際借りられるものはすべて借りるようになっております。

というのは、無利子であり無担保であり、返済猶予期間も3～5年と長いものですから、したがって、このコロナ感染がどこまで続くか、どこで終息するか分かりませんが、かなりの長期戦になると考えております。そのうち、国の方でも、返済を多少おまけしてくれるのではないかと安易なことも考えてもおりますが、いずれに致しましても、金利が変わらないと言うことで、安心して、借りられるものはすべて借りた方が良く申し上げてきたところであります。

ただいまのところ、申し込みが4号で14件5号で2件と申請がされています。県の新型コロナウイルス感染症対策協力金につきましても、現在まで支給されたものが42件、金額にして1020万円あまりとなります。できるだけ利用して頂ければな、と思っております。引き続き、町独自の支援策をたっぷり考えた上でまた対応させて頂きたいと思えますので、ご支援のほどよろしくお願い致します。

○議長（吉村光輝）

佐藤豊君。

○1番（佐藤豊）

町長ありがとうございます。おっしゃるように、終息の目途が立たない中で執行部と私ども議員と一緒に、様々な検討課題の方を考えていきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

以上、議案第29号令和2年度穴水町一般会計補正予算第3号について質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉村光輝）

通告による質疑は以上ですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、議案第29号から議案第33号までの議案5件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第29号から議案第33号までの議案5件につきまして、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第29号から議案第33号までの議案5件につきまして、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。これにて本日は散会いたします。

（午後4時21分散会）

◎議事日程

- 日程第 1、付託議案等の委員長報告
- 日程第 2、委員長報告に対する質疑
- 日程第 3、討論・採決
- 日程第 4、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前 10 時 00 分再開)

○議長（吉村光輝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10 名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

これより日程に基づき、議案第 29 号から議案第 33 号までの議案 5 件、及び発議第 2 号・発議第 3 号の発議 2 件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（吉村光輝）

教育民生常任委員会委員長伊藤繁男君。

(教育民生常任委員会委員長 伊藤繁男 登壇)

○教育民生常任委員会委員長（伊藤繁男）

7 番伊藤繁男です。議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第 29 号は、令和 2 年度穴水町一般会計補正予算第 3 号で、保育対策総合支援事業や G I G A スクール構想整備事業に係る歳入と妊婦や介護・高齢者施設、保育施設及び家庭や災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費のほか、G I G A スクール構想整備事業、体温検知機能付きカメラ購入に係る歳出についてです。

議案第 30 号は、穴水町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第 31 号は、穴水町病院事業会計補正予算についてです。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員から出た主な意見として、結婚を促す思い切った方策を講ずること。妊婦が1人である時に、緊急を要する移動の必要性が生じた場合、不安の解消について検討すること。感染症情報提供は防災無線は高齢者が聞き取りづらいことから、地域の実情を考慮した方法を講ずること。新型コロナウイルス感染症のみならず、熱中症予防のため、特に高齢者にはマスク着脱のタイミングや重要性を周知徹底すること。薬剤師の採用条件を検討し、定員の確保を図ること、などの意見がありました。

その他、コロナウイルス感染症拡大防止事業の対象施設や感染予防セットの内容、小中学校における感染予防状況を確認しました。

以上、付託されました議案について、執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

総務産業建設常任委員会委員長佐藤豊君。

（総務産業建設常任委員会委員長 佐藤豊 登壇）

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤豊）

議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第29号は、令和2年度穴水町一般会計補正予算第3号で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や農村地域防災減災対策事業補助金、小中学校設備改修等に係る歳入、及び避難所における感染防止対策やシルバー人材センター推進事業、農業機械等導入支援事業に係る歳出についてです。

議案第32号は、穴水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第33号は、穴水町税条例の一部を改正する条例についてです。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員から出た主な意見として、国の第2次補正予算成立に伴い、コロナウイルス感染症関連に対して前向きに取り組むこと。避難所に保管する段ボールベッドや間仕切り等の感染防止備蓄品は通気性を保つなど適正管理を行うこと。シルバー人材センター補助金について、コロナウイルス感染症拡大の影響について明確にすること。耐震性貯水槽は、ポンプ車等の利用や他の水利の有無を考慮し設置すること。などの意見がありました。

以上、付託されました議案について、執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決

定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（吉村光輝）

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑、討論

○議長（吉村光輝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

ないようですので、質疑及び質疑に基づく討論も併せて終わります。

◎発議に対する討論

○議長（吉村光輝）

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

7番、伊藤繁男君。

○7番（伊藤繁男）

7番、伊藤繁男です。

議案、発議第2号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を申し上げます。

この議案は、特別定額給付金10万円を各議員から集めて、町のコロナ対策費用に使って貰ったらどうか、という意見から、話が始まったものであります。

その時に私が言った、本件に関わる要点の部分、再度申し上げますと、遠慮なく貰って地元でどんどん使った方がいい、と発言しました。

皆様の気持ちは、多分、身を削るとか、痛みを共有するとか、ということでしょうが、コロナ対策の財源は、全額国庫支出金で補正されており、今必要なことは、議員が率先して、ぱっぱとお金を使うことだと、申し上げました。

国から給付金・総額、約8億円が、穴水町に入ったのです。預金のままになったら、お金がまわらないと思ったのです。お金がまわる経済対策こそが重要だと思います。

穴水の議会で、こんなことを言ったのは私一人でしたが、5月14日の北陸中日新聞によりますと、梶文秋輪島市長が、私と同じ趣旨の発言をされていたと報じられ、意を強く

しました。

私より、梶市長の話だったら皆様にお聞き頂けそうなので、記事の要点を紹介します。梶市長は、臨時会で地元にお金を落とす必要性を強調。もらわずに良い顔するより、もらって地元還元の方がいい。議員報酬や職員給与を削減し財源に充てるより、お金を地元で精いっぱい使ってもらった方がいい、と語ったとのことでした。

また、5月29日の北國新聞では、予算案の議会内示の席上、ここだけの話ですが、パチンコとかマージャンは、しないで、と話したとあります。

新聞の礼のお粗末記事を暗喩したのでしょうか。本件の発端の要点は、考えの対象が100万円かそうじゃないかの違いであります。熟慮すれば考えも変わります。

どうか、皆様には、ご再考いただきまして、私の意見にご賛同賜ります様、お願い申し上げます。

併せて、念の為に申し添えます。

町長などの給与に関する条例の議案上程はありませんが、今のところ、その必要性はないとのご判断だろう、と拝察致します。

ただ、杞憂することは、平たく言えば、議員が削減するのに、町長以下何で減額しないのかという声が出ないか、ということでもあります。

「信なくば立たず」という名言がありますが、二元代表制の下、機能上、議会と執行機関とは別々であることを、町民の皆様にはご理解下さいます様、私からもお願い申し上げます。

また今後、国庫の第2次配分と、県市町村振興協会から、約3千万円の配分が予定されていることも、申し添えておきます。

最後に、マジョリティの考えには反対しませんが、マイノリティであっても、率先垂範を旨とする議会議員、伊藤繁男の以上の発言をもって、反対討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉村光輝）

次に賛成の方の発言を許します。

8番、小泉一明君。

○8番（小泉一明）

8番小泉一明です。

私は、議会提出議件「発議第2号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案賛成者であります。

この提案は当議会において、度々協議され、一定のご理解を得たものと思っておりました。

ただ、反対意見が出たということは、特段、ダイバーシティ的な考え方をもつからもし

らっしゃるから、それを毛頭、否定する気はさらさらございません。

ただ、当町議会としては、ベストではないにしてもシンプルな形で町民に議会の姿勢をお示したものと思っております。囲碁に例えるなら、何の気負いも迷いなくただただ第一手を碁盤の上に投じた、そういう心境でございます。

どうか、議員各位の皆さん、私の賛成提案をご理解いただきまして、どうか賛成していただくようお願い申しまして、私の提案者の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（吉村光輝）

以上で討論を終わります。

◎採決

○議長（吉村光輝）

これより、採決を行います。

議案第29号から議案第33号までの議案5件を一括採決いたします。各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。

議案第29号から議案第33号までの議案5件について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

おすわりください。

全員起立であります。

よって、議案第29号から議案第33号までの議案5件については原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、発議第2号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」について採決を行います。

お諮りいたします。

発議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数。おすわりください。

よって、発議第2号については原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号「穴水町議会予算決算特別委員会の設置」について採決いたします。
お諮りいたします。

発議案第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

おすわりください。

全員起立であります。

よって、発議第3号については原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎予算決算特別委員会委員の選任

◇

○議長（吉村光輝）

ただいま設置されました予算決算特別委員会委員の選任については、穴水町議会委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

これより穴水町議会委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長において指名を行います。

予算決算特別委員会委員には

1番 佐藤 豊 君

2番 湯口 かをる君

3番 吉村 光輝

4番 田方 均 君

5番 山本 祐孝 君

6番 大中 正司 君

7番 伊藤 繁男 君

8番 小泉 一明 君

9番 小坂 孝純 君

10番 浜崎 音男 君

以上、10名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10名について、予算決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算決算特別委員会の正副委員長を互選されるようお願いいたします。

(午前10時21分)

(休憩)

(午前10時25分再開)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告



○議長（吉村光輝）

ここで諸般の報告をいたします。

先ほど予算決算特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。

委員長に 4番 田方 均 君

副委員長に 8番 小泉 一明 君

が互選された旨、報告いたします。

◎閉会中の継続審査及び調査



○議長（吉村光輝）

次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について会議規則第七十五条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回穴水町議会6月定例会を閉会いたします。

(午前10時27分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和2年6月19日

議会議長 吉村 光輝

署名議員 佐藤 豊

署名議員 湯口かをる